

住民環境課環境係からのお知らせ
8番窓口 ☎641102

●油の管理に注意を!

9月21日(木)町内の水路で油膜が確認されました。
幸い、水路から山田川にかけての死魚等の発見や農業水産業への影響や水道への影響もありませんでしたが、油などの河川への流出について皆様で厳重に注意してください。
また、河川や水路で油や死魚を発見した場合はご連絡ください。
※翌日の22日(金)には油膜はなくなっております。



●ごみのコンテナの管理について
自然災害等でカンとビンのコンテナ(青色・黄色)が道路等に飛ばされ事故や怪我に繋がる恐れがありますので、台風等の予測できる災害発生時は、各区や班などでコンテナの管理を徹底してください。災害発生時に管理が難しい場合は住民環境課環境係までご連絡ください。

被害者相談窓口のご案内
和歌山県警察本部警察相談課
☎073・4230110

9時～17時45分(土日祝を除く)
ひとりでお悩みではありませんか。犯罪による被害の御相談を受け付けています。

- ◎和歌山県警察ホームページ
<http://www.police.pref.wakayama.lg.jp/>
- ◎犯罪被害者支援施策
- ・ 犯罪被害給付制度
- ・ カウンセリング支援
- ・ 性犯罪被害者への支援



防衛省・自衛隊からのお知らせ
有田募集案内所
☎090・6631(FAX兼)

次のとおり募集します。(※今回は男子のみの募集です。)

【お問い合わせ】

- ・ 有田募集案内所
 - ・ 和歌山地本ホームページ
- ※「和歌山地本」で検索

募集種目	募集人員	受付期間 (締切日必着)	試験期日	受験資格	
陸上自衛隊 高等工科学校 生徒	推薦	約60名	11月1日(水) ～12月1日(金)	1月6日(土) ～8日(月) (いずれか1日)	中卒(見込含)17歳未満の成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を修め、学校長が推薦できる者
	一般	約260名	11月1日(水) ～1月9日(火)	1月20日(土)	中卒(見込含)17歳未満の者
自衛官候補生	別示	受験日前日	11月25日(土) 12月16日(土)	18歳以上27歳未満の者	

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています

税について「ちよつと/考えてみよう!」
税を考える週間
11月11日-11月17日
国税庁のホームページでは「国税庁の取組」や「税に関する情報」を紹介しています。
ドラマ仕立ての動画で配信
税を考える週間 検索
マイナンバー制度も紹介 国税庁
※上記コードのURLには今後変更する場合があります。

「税を考える週間」について
湯浅税務署 ☎6635551

国税庁では、国民の皆様にとっての意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、様々な広報活動を実施しております。

今年もテーマを「くらしを支える税」として、国税庁ホームページ内に特設ページを設けるほか、調査や徴収などの業務についても、ドラマ仕立てでわかりやすく紹介しています。

また、ツイッターやYouTubeなどによるSNSを使用した各種情報の発信などにも取り組んでいます。

詳しくは、国税庁ホームページ
(www.nta.go.jp)をご覧ください。

平成29年分の年末調整説明会の開催について
湯浅税務署 ☎6635551

平成29年分の年末調整のしかた及び法定調書等の提出について、次の日程のとおり説明会を開催します。

●日時及び対象者

日時	対象者
11月16日(木) 14時～16時	有田市の方
11月17日(金) 10時～12時	有田川町の方
11月17日(金) 14時～16時	湯浅町の方 広川町の方

●場所

湯浅納税協会 3階会議室
有田郡湯浅町大字湯浅2430177

●主催

湯浅税務署、公益社団法人湯浅納税協会

労働安全衛生法に基づく講習について
建設業労働災害防止協会 和歌山県支部
☎073・4369130

建設業労働災害防止協会和歌山県支部では、労働安全衛生法に基づく講習等を実施しています。

◆型枠支保工の組立て等作業主任者

- 日時 12月6日(水)～12月7日(木)
 - 受講料等 10,590円
 - ◆ 足場の組立て等作業主任者
 - 日時 1月23日(火)～1月24日(水)
 - 受講料等 10,290円
 - ◆ 木造建築物の組立て等作業主任者
 - 日時 2月6日(火)～2月7日(水)
 - 受講料等 10,180円
 - ◆ 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者
 - 日時 3月6日(火)～3月8日(木)
 - 受講料等 17,690円
- ※場所はいずれも「和歌山県建設会館 3F会議室」です。

※注意点※

- ① 講義時間は、9時～17時です。
- ② 講習会の受付は、講習会開催の約1ヶ月前からです。
- ③ 受講料は、当方が御持参戴くか、又は現金書留でお願いします。
- ④ 受講料等には、テキスト代が含まれています。テキスト代が改定された場合は、受講料を改定させていただきます。場合によっては、受講料を改定させていただきます。
- ⑤ 定員になり次第、締め切ります。申込者が少数の場合は、講習会を取り止めています。

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています